

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	医療対策室 ノートパソコン（45台）（レンタル）
発注課	保）医療対策室管理課
選定事業者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>現在、医療対策室全体で使用しているノートパソコンは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による職員の増員に伴い、令和2年度から上記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より感染症法上の位置づけを5類に移行する方針が国から示されており、市としては引き続き感染症対策に万全を期すため、一部体制の見直しを行いつつ、令和5年度も医療対策室体制を維持する方針である。</p> <p>現状、医療対策室では派遣職員を含めた職員が、土日祝日も稼働している状態であり、日中は通常業務にパソコンを使用していることから、新たな機器のイントラネット利用やプリンター利用に係る設定、業務に必要なシステムの構築及び作動確認等を、4月1日にレンタル開始した後、業務開始前までの限られた時間内に行うことは現実的に不可能である。また、万が一作業に遅延が発生した場合や他の使用機器に不具合等を及ぼした場合は、業務に多大な支障を来す恐れがある。なお、現在使用しているノートパソコンを返却にあたっては、全てのデータ消去を行う必要が生じるため、3月31日までの使用終了後、作業に要する一定期間のレンタル契約の延長が必要となる。</p> <p>以上のことから、現行の業務執行体制を維持・継続するためには、現在使用している機器を継続することが必要不可欠であり、本件業務を履行できる業者は、現在使用しているパソコンに係るレンタル契約を締結している上記選定業者に限られる。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号